

行政手続法施行令

内閣は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第四条第二項第二号、第十三条第二項第五号及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（申請に対する処分及び不利益処分に關する規定の適用が除外される法人）

第一條 行政手續法（以

条第二項第二号の政令で定める法人は、外国人技能実習機構、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、金融経済教育推進機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組

合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、脱炭素成長型生産構造多

行推進機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方住宅供給公社、地方道務公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本

下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

(不利益処分をしようとする場合の手續を要しない処分)

第二条 法第十三条第二項

処分は、次に掲げる処分とする。

一 法令の規定により行政庁が交付する書類であつて交付を受けた者の資格又は地位を証明

するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、法令の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

二 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、法令の規定に従い、当該書類が法令に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分（職員以外に聴聞を主宰することができる者）

第三条 法第十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

第三条 法第十九条第

次に掲げる者とする。

一 法令に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあつては、当該合議制の機関の構成員

二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律

第二百三十三号（第十四条第二項の規定による処分に係る聴聞にあつては、准看護師試験委員三、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第八条第一項の規定による処分に係る聴聞にあつては、歯科衛生士の業務に関する学

識経験を有する者

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三條の二、第二十四條第一項、第二十四條の二、第二十八條又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞にあつては、診療に関する学識経験を有する者（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定め

る命令等は、次に掲げる命令等とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十條第二項（同法第八十五條第九項、第八十五條の二第五項、第八十六條第四項、第一百十條第七項及び第四百九十九條において準用する場合を含む。）及び第三項、第七十二條第一項（同法第八十五條第九項、第八十五條の二第五項、第八十六條第四項、第一百十條第七項及び第四百九十九條において準用する場合を含む。）並びに第九十二條第二項（指定訪問看護の取扱いに係る部分に限り、同法第一百一條第三項及び第四百九十九條において準用する場合を含む。）の命令等

二 船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）

第五十四條第二項（同法第六十一條第七項、

第六十二条第四項、第六十三条第四項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十五条第十項（同法第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の命令等

三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九

号）第三十二条の四第三項及び第三十八条の四第三項（同法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の命令等

四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律

第五十号）第七條第一項第二号、第二項第二号及び第三号並びに第三項、第八條第二項及び第三條第八條に係る部分に限る。、第二項各号（同法第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（同法第八條の二第四項（同法第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の三第二項において準用する場合を含む。）、第八條の三第三項第二号（同号の厚生労働省令に係る部分）に限り、同法第八條の四において準用する場合を含む。）、第十二條の二、第十二條の七、

第十二条の八第三項第二号及び第四項、第十

三条第三項（同法第二十條の三第二項及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）、第十四條第二項（同法第二十條の四第二項及び第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四條の二（同法第二十條の四第二項及び第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）、第十五條第一項、第十五條の二（同法第二十條の五第三項及び第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。）、第十六條の二第二項第四号

(同法第二十条の六第三項及び第二十二條の

四第三項において準用する場合を含む。）、第十七条（同法第二十條の七第二項及び第二十二條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十八條の二（同法第二十條の八第二項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條の二（同法第二十條の九第二項及び第二十四條第二項において準用する場合を含む。）、第二十條、第二十一條の三、第二十一條の十、第二十二條第一項、第二十五條、第二十六條第一項及び第二項第一号、第二十七條、第二十八條、第二十九條第二項、第三十一條第一項から第三項まで、第三十三條第一号、第三号及び第五号から第

七号まで、第三十四条第一項第三号（同法第三十六条第一項第二号において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項、第三十七条、第四十六条、第四十七条、第四十九条第一項、第五十条、第五十八条第一項、第五十九条第二項及び第三項（同法第六十条の三第三項及び第六十二条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項、第三項（同法第六十条の四第四項及び第六十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項（同法第六十三条第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十条の二第一項、同法第六十条の四第三項において読み替えて適用する同法第二十条の六第三項の規定により読み替えられた同法第十六条の六第一項第二号並びに同法第六十一条第一項、第六十四条第二項及び別表第一各号（同法第二十条の五第三項、第二十條の六第三項、第二十條の八第二項、第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。）の命令等

五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項（同法第五十二条第六項、第五十二条の三第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条の二第二十

項（同法第五十四条の三第二

六 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の二第三項の命令等

七 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(昭和四十四年法律第八十四

項、第四条の二、第七條第三号及び第五号、
第八條第一項、第九條、第三十一條第三項、第十二條第一項、第十三條及び第十五條、第十二條の二、第十三條、第十四條第一項、第十四條の二第一項、第十五條第一項及び第二項、第十六條（同法附則第五條において準用する場合を含む。）、第十七條第二項（同法第二十條第四項及び第二十一條第三項において準用する場合を含む。）、第十八條、第十九條第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、及び第三項、第二十一條の二、第二十二條第五項（同項の第一級保險料月額、第二

この政令は、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附則（平成十二年七月一四日政令第三八四号）抄

附 則（平成二六年八月六日政令第二七
三号）抄

1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年八月十八日）から施行する。

附 則（平成二七年九月二九日政令第三
四〇号）抄

1 この政令は、平成二七年九月三十日から施行する。

附 則（平成二八年一月二九日政令第二
七号）抄

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

（行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第八条 存続中央会に対する第二十二条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条の規定に適用については、同条中「農業共済組合連合会」とあるのは、「農業共済組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

附 則（平成二八年三月三一日政令第一
四〇号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第一
四一号）抄

この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月二二日政令第三
六一号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月二六日政令第
三九号）抄

1 この政令は、平成二九年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日政令第一
二九号）抄

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月三〇日政令第一
七六号）抄

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月二六日政令第二
〇三号）抄

この政令は、平成二九年八月一日から施行する。ただし、第四条第一項第十二号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年五月三〇日政令第一
七五号）抄

1 この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年九月七日政令第二五
三号）抄

この政令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月一七日政令第一
五五号）抄

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月一四日政令第二七
号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第十条及び第十一条（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令附則の改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定 公布の日

附 則（令和元年二月二六日政令第二
一一号）抄

この政令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一三
八号）抄

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年七月八日政令第二一九
号）抄

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。ただし、第九条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和三年八月二五日政令第二三
五号）抄

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

附 則（令和三年九月二七日政令第二六
八号）抄

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一月一九日政令第二三
号）抄

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、第二条中行政手続法施行令第四条第一項第十三号の改正規定（「第二十三条第一項」を「第二十二條の二、第二十三條第一項」に改める部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一七
一号）抄

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行令第三条の改正規定及び第三条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（令和五年二月二七日政令第三
七九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二
号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。